

令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省4(X-1-2))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	高齢期の所得保障の重層化を図るため、私的年金制度の適切な整備及び運営を図ること(施策目標X-1-2) 基本目標X:高齢者ができる限り経済的に自立できるよう、所得確保の仕組みの整備を図ること 施策大目標1:老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること	担当 部局名	年金局企業年金・個人年金課	作成責任者名	企業年金・個人年金課長 大竹 雄二				
施策の概要	<p>○ 私的年金制度の普及・拡大を進め、公的年金と相まって国民の高齢期における所得保障の重層化を図るため、法令改正等の必要な制度改善に取り組むとともに、法令の適正な施行等、制度の適切な運営を図ること。 (参考)関連法令:確定拠出年金法(平成13年法律第88号)、確定給付企業年金法(平成13年法律第50号)等</p> <p>○ 「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和2年法律第40号)」では、高齢期の就労の拡大を制度に反映し、長期化する老後生活の経済基盤の充実を図ることを目的とする公的年金制度の改正と合わせて、高齢期の就労の拡大に伴って更に多様化する高齢者のニーズに応えられるよう、以下の①～③等の内容について見直しを行うこととした。</p> <p>① 確定拠出年金(DC)の加入可能年齢の引上げや受給開始時期等の選択肢の拡大 ・DCの加入可能年齢の引上げ 企業型DC:厚生年金被保険者のうち65歳未満 → 厚生年金被保険者(70歳未満)、個人型DC(iDeCo):国民年金被保険者のうち60歳未満 → 国民年金被保険者(65歳未満)(令和4年5月施行済み) ・受給開始時期等の選択肢の拡大 DC:60歳から70歳の間で受給者が選択 → 上限年齢を75歳に引上げ(令和4年4月施行済み) 確定給付企業年金(DB):60歳から65歳の間で労使合意に基づく規約において支給開始時期を設定 → 支給開始時期の設定可能範囲を70歳までに拡大(60～70歳)(公布日(令和2年6月5日)施行済み)</p> <p>② 確定拠出年金制度における中小企業向け制度の対象範囲の拡大 ・中小企業向け制度(簡易型DCやiDeCoプラス)について、制度を実施可能な従業員規模を100人以下から300人以下に拡大(令和2年10月施行済み)</p> <p>③ 企業型DC加入者の個人型DC(iDeCo)加入要件の緩和 ・現在、企業型DCに加入している者がiDeCoに加入するには、労使合意に基づく規約の定めと事業主掛金の上限の引下げが必要となるが、これらが不要となり、全体の拠出限度額から事業主掛金を控除した残余の範囲内で加入できるようになる(令和4年10月施行予定)</p> <p>○ DCの拠出限度額について、全てのDBの掛金額を一律評価している現状を改め、以下のとおりDBごとの掛金額の実態を反映して公平できめ細かな算定方法に改善を図ることが令和2年12月21日に閣議決定された令和3年度税制改正の大綱に盛り込まれ、関係法令の整備を行った。</p> <p>①DB制度の加入者の企業型DCの拠出限度額(現行:月額2.75万円)を、月額5.5万円からDBごとの掛金相当額を控除した額とする。(令和6年12月施行予定)</p> <p>②DB制度の加入者のiDeCoの拠出限度額(現行:月額1.2万円)を、月額5.5万円からDBごとの掛金相当額及び企業型DCの掛金額を控除した額(月額2万円を上限)とする。(令和6年12月施行予定)</p> <p>○ 「経済財政運営と改革の基本方針2022」及び「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」(令和4年6月7日閣議決定)において、NISAの抜本的拡充や、高齢者に向けたiDeCo制度の改革等を含めて、令和4年末に総合的な「資産所得倍増プラン」を策定することとされている。これを踏まえ、より豊かな老後生活に資するような制度としていく観点から、iDeCo制度のあり方を検討していく。</p>								
施策実現のための背景・課題	老後生活の基本を支える機能を有する公的年金をベースに老後生活の多様なニーズに応える私的年金についても、更に多様化する高齢者のニーズに応えられるよう、その充実と普及を図っていくことが必要となっている。引き続き、中小企業向けの企業年金制度やiDeCoの普及推進、企業年金制度のより適切かつ安定的な運営等が課題であり、さらなる私的年金の普及・拡大に向けた取組を進めていく必要がある。								
課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由						
目標1 (課題1)	企業年金制度やiDeCo等の周知・広報に取り組むとともに、制度改善についても検討を行い、私的年金の普及・拡大を図る。		私的年金の普及・拡大を図るためには、国民の高齢期の所得保障に確実に資するような制度設計及び制度運営が必要のため。						
達成目標1について									
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	年度ごとの実績値						
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
①	1,412万人	平成27年度 2,008万人	1,720万人	1,835万人	1,904万人	1,958万人	2,008万人	高年齢における個人の所得確保を図るため、私的年金の普及・拡大が課題であり、加入者数を増加させることが重要であるため、確定拠出年金、確定給付企業年金及び国民年金基金全体の加入者数を測定指標とした。	平成24～28年度の増分を平準化した場合、毎年度50万人弱ペースで加入者数が増加していることを踏まえた目標としている。 なお、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号)の施行後、厚生年金基金は新設することが認められていないことから、厚生年金基金の加入者は算定の対象としていない。 (参考)平成27年度実績:1,412万人、平成28年度実績:1,492万人
			1,785万人	1,854万人	1,908万人	集計中 (R4年12月頃公表 目途予定)			

(参考指標)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	選定理由		
2	企業年金(DB,企業型DC)の加入者数(延べ人数)	1,628万人	1,663万人	1,680万人	集計中 (R4年12月頃公表 目途予定)		確定拠出年金、確定給付企業年金及び国民年金基金全体の加入者数を測定指標としているところ、私的年金の普及・拡大を評価するうえで、その内訳である制度ごとの加入者数を参考指標とすることが有益であるため。		
3	iDeCoの加入者数	121万人	156万人	194万人	239万人		確定拠出年金、確定給付企業年金及び国民年金基金全体の加入者数を測定指標としているところ、私的年金の普及・拡大を評価するうえで、その内訳である制度ごとの加入者数を参考指標とすることが有益であるため。		
4	国民年金基金の ①加入者数②国民年金第1号被保険者と任意加入被保険者の合計数(※)に対する加入者数の割合 (※)農業者年金基金被保険者、国民年金保険料免除者、学生納付特例者を除く。	①36万人 ②3.97%	①35万人 ②3.98%	①34万人 ②3.97%	①34万人 ②集計中 (R4年12月頃公表 目途予定)		確定拠出年金、確定給付企業年金及び国民年金基金全体の加入者数を測定指標としているところ、私的年金の普及・拡大を評価するうえで、その内訳である各制度ごとの加入者数及び加入割合を参考指標とすることが有益であるため。		
達成手段1 (開始年度)		令和2年度 予算額	令和3年度 予算額	令和4年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等		令和4年度行政事業レビュー事業番号	
		執行額	執行額						
(1)	企業年金等の健全な育成に必要な経費 (昭和40年度)	0.54億円	0.49億円	0.34億円	1	<p>企業年金等の健全な育成を図るため、次の事業を行う。</p> <p>①企業年金等の業務報告書集計 法令に基づき、基金又は事業主から提出される業務報告書等の集計を行う。</p> <p>②企業年金制度等の調査研究 将来の企業年金制度等の在り方について検討を行う。</p> <p>③企業年金制度等の周知 企業年金制度等に関しては、最新の制度改正事項に特に重点をおきながら周知を行う。 以上のような事業から、企業年金等の報告のとりまとめや関係者との意見交換を行い、経済情勢や制度の運営状況に応じた制度改善のニーズを把握し、制度改善や普及・拡大に努めることで、企業年金等の健全な育成に寄与する。</p>		2022-厚労-21-0896	
施策の予算額(千円)		令和2年度		令和3年度		令和4年度		政策評価実施予定 時期	令和4年度
		54,248		48,631		34,344			
施策の執行額(千円)		17,944		8,959					
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
		-			-		-		